

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月17日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社プロスペクト
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
【電話番号】	03(3470)8411(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 田端 正人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社プロスペクト (東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社プロスペクトをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、豊商事株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(SECURITIES EXCHANGE ACT OF 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(SECURITIES ACT OF 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法(SECURITIES EXCHANGE ACT OF 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月26日付で提出した公開買付届出書の記載事項について、当社の特別関係者が公開買付開始時に保有していた株式数に誤りがあったこと、及び当該特別関係者がその保有株式の一部を本公開買付後に売却したこと等に伴い、訂正すべき事項があるため、法第27条の8第1項及び2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。なお、かかる訂正に伴い、法27条の8第8項の規定に基づき、買付け等の期間を1日延長します。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付け及び本公開買付価格の公正性を担保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

10 決済の方法

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

□ 四半期報告書又は半期報告書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

公開買付届出書

訂正箇所には下線を付しております。

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

本書提出日現在、当社は、対象者の株式を所有しておりません。なお、本書提出日現在、当社の米国ハワイ州における完全子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インク(Prospect Asset Management, Inc.、代表者チーフインベストメントオフィサー カーティス・フリーズ。以下「PAMI」といいます。)が管理・運用する複数のファンドが対象者の普通株式を合計918,000株(対象者が平成26年11月13日に提出した第59期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成26年11月13日現在の対象者の発行済株式総数8,897,472株に対する割合:10.32%。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)所有しております。なお、PAMIは対象者の成長性に着目したことから、その管理・運用するファンドに当該株式の取得を助言したものです。当社は、これらのファンドから事前に応募に関する合意は得ておりませんが、これらのファンドの管理・運用権限を有するPAMIに対して、これらのファンドが本公開買付けに応募するように今後働きかけていく所存です。

また、PAMIが管理・運用するファンドは、対象者の筆頭株主であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社(以下「あかつきフィナンシャルグループ」といいます。なお、本四半期報告書の記載によると、あかつきフィナンシャルグループは、平成26年9月30日現在、対象者株式を1,793千株所有しております。)の株式を1,266,360株(同社の発行済株式総数の8.32%)保有しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本書提出日現在、当社は、対象者の株式を所有しておりません。なお、本書提出日現在、当社の米国ハワイ州における完全子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インク(Prospect Asset Management, Inc.、代表者チーフインベストメントオフィサー カーティス・フリーズ。以下「PAMI」といいます。)が管理・運用する複数のファンドが対象者の普通株式を合計933,000株(対象者が平成26年11月13日に提出した第59期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成26年11月13日現在の対象者の発行済株式総数8,897,472株に対する割合:10.49%。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)所有しております。なお、PAMIは対象者の成長性に着目したことから、その管理・運用するファンドに当該株式の取得を助言したものです。当社は、これらのファンドから事前に応募に関する合意は得ておりませんが、これらのファンドの管理・運用権限を有するPAMIに対して、これらのファンドが本公開買付けに応募するように今後働きかけていく所存です。PAMIが管理・運用するファンドは、本公開買付けの開始後に対象者の普通株式の一部を売却したため、平成27年2月17日現在、これらのファンドが保有する対象者の普通株式は合計で604,000株(発行済株式総数8,897,472株に対する割合:6.79%)となりました。なお、当社は、予定通りPAMIが、その保有する対象者株式の全部に応募するよう働きかけましたが、PAMIは、対象者が、対象者の普通株式の価値は一株あたり913円から1,013円と評価すべきである等として本公開買付けに反対する旨の意見を表明したところ、当該価格は当社が設定した買付価格(400円)と大きな隔たりがあり、当社が設定した買付価格では対象者の経営陣の賛同を得たうえで対象者の子会社化を行うことが困難と思われること、市場株価が高水準で推移していたことを勘案したうえで、ファンドの資金拠出者の利益を図るべきファンドの管理・運用者としての立場に基いて判断した結果、上記の一部売却に至ったとのことです。もっとも、当社は、PAMIが管理・運用するファンドが現在保有している対象者の普通株式604,000株については、市場で売却せずに、本公開買付けに応募するよう引き続き促す方針です。

また、PAMIが管理・運用するファンドは、対象者の筆頭株主であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社(以下「あかつきフィナンシャルグループ」といいます。なお、本四半期報告書の記載によると、あかつきフィナンシャルグループは、平成26年9月30日現在、対象者株式を1,793千株所有しております。)の株式を1,266,360株(同社の発行済株式総数の8.32%)保有しております。(なお、PAMIが管理・運用するファンドは、本公開買付けの開始後にあかつきフィナンシャルグループの普通株式の一部を売却したため、平成27年2月17日現在、これらのファンドが保有するあかつきフィナンシャルグループの普通株式は合計で505,360株(同社の平成26年12月31日現在における発行済株式総数15,409,648株に対する割合3.28%)となりました。かかる一部売却は、PAMIが、本公開買付開始後の事情を総合的に勘案したうえで、ファンドの管理・運用者としての立場に基づき判断した結果であるとのことです。)

(後略)

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(3) 本公開買付け及び本公開買付価格の公正性を担保するための措置

(訂正前)

(前略)

なお、当社の取締役であるカーティス・フリーズは、当社の特別関係者であるPAMIのチーフインベストメントオフィサーを兼任しているところ、PAMIの管理運用する複数のファンドが対象者の普通株式を合計918,000株(本四半期報告書に記載された平成26年11月13日現在の対象者の発行済株式総数8,897,472株に対する割合:10.32%。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)所有していることに鑑み、公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。

(中略)

また、当社は、本公開買付けの公開買付期間を40営業日と比較的長期に設定することにより、対象者株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。なお、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、当社の取締役であるカーティス・フリーズは、当社の特別関係者であるPAMIのチーフインベストメントオフィサーを兼任しているところ、PAMIの管理運用する複数のファンドが対象者の普通株式を合計933,000株(本四半期報告書に記載された平成26年11月13日現在の対象者の発行済株式総数8,897,472株に対する割合:10.49%。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)所有していることに鑑み、公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。

(中略)

また、当社は、本公開買付けの公開買付期間を当初40営業日と比較的長期に設定することにより、対象者株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。なお、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

第 1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(訂正前)

買付け等の期間	平成26年12月26日（金曜日）から平成27年 3 月 <u>2</u> 日（ <u>月</u> 曜日）まで（ <u>40</u> 営業日）
---------	--

(訂正後)

買付け等の期間	平成26年12月26日（金曜日）から平成27年 3 月 <u>3</u> 日（ <u>火</u> 曜日）まで（ <u>41</u> 営業日）
---------	--

第 1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合 (訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,538
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月26日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月26日現在)(個)(g)	918
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	8,195
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	55.22
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	55.22

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,538
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月17日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月17日現在)(個)(g)	604
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	8,195
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	55.22
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	55.22

第 1 公開買付要項

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

(訂正前)

平成27年 3 月 9 日 (月 曜日)

(訂正後)

平成27年 3 月 10 日 (火 曜日)

第 2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

☐ 四半期報告書又は半期報告書

(訂正前)

事業年度 第114期第 2 四半期 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日) 平成26年11月13日関
東財務局長に提出

事業年度 第114期第 3 四半期 (自 平成26年10月 1 日 至 平成26年12月31日) 平成27年 2 月13日に
関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第114期第 2 四半期 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日) 平成26年11月13日関
東財務局長に提出

事業年度 第114期第 3 四半期 (自 平成26年10月 1 日 至 平成26年12月31日) 平成27年 2 月13日関
東財務局長に提出

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(訂正前)

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	<u>918</u> (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	<u>918</u>
所有株券等の合計数	<u>918</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成26年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	<u>918</u> (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	<u>918</u>
所有株券等の合計数	<u>918</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳) 】

【特別関係者】

(平成26年12月26日現在)

氏名又は名称	プロスペクト・アセット・マネージメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.)
住所又は所在地	410 アトキンソン ドライブ スイート434 ホノルル市 ハワイ州 96814 米国 (410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A.)
職業又は事業の内容	投資顧問業 (証券取引委員会委託番号 : 801-47749)
連絡先	連絡者 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.) 連絡場所 410 アトキンソン ドライブ スイート434 ホノルル市 ハワイ州 96814 米国 (410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A.) 電話番号 +1 808 955-7077 (米国) 03-3470-8424 (日本)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

平成26年12月26日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	918 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	918
所有株券等の合計数	918	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	(一)	(一)

(訂正後)

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	604 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	604
所有株券等の合計数	604	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	(一)	(一)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】
該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成27年 2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	604 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	604
所有株券等の合計数	604	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成27年 2月17日現在)

氏名又は名称	プロスペクト・アセット・マネージメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.)
住所又は所在地	410 アトキンソン ドライブ スイート434 ホノルル市 ハワイ州 96814 米国 (410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A.)
職業又は事業の内容	投資顧問業 (証券取引委員会委託番号 : 801-47749)
連絡先	連絡者 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.) 連絡場所 410 アトキンソン ドライブ スイート434 ホノルル市 ハワイ州 96814 米国 (410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A.) 電話番号 +1 808 955-7077 (米国) 03-3470-8424 (日本)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

(平成27年 2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	604 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	604
所有株券等の合計数	604	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

(訂正前)

事業年度 第59期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第59期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月16日までに関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第59期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第59期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日関東財務局長に提出

6 その他

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

対象者は、平成27年1月16日に意見表明報告書を、平成27年1月30日に意見表明報告書の訂正報告書をそれぞれ提出しております。当該報告書によると、対象者経営陣は、本公開買付けに反対することです。

また、対象者は、平成27年1月30日に平成27年3月期第3四半期累計期間の連結業績見通しに関するお知らせを、平成27年2月10日に主要株主の異動に関するお知らせをそれぞれ公表しております。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、平成27年2月13日に第114期第3四半期に係る四半期報告書を関東財務局長へ提出したため、府令第13条第1項第11号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。また、対象者は、平成27年2月13日に第59期第3四半期に係る四半期報告書を関東財務局長へ提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。